

答申

第1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分開示決定処分（令和4年4月13日付け教企第764号及び令和4年5月12日付け教企第17号。以下「本件処分」という。）のうち、「講師（臨任・非常勤）、再任用一覧（令和4年度）」において非開示とした表の項目名及び新規採用の氏名欄を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、実施機関に対して、①令和4年3月2日付けで「2022年2月1日から2月28日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した通知、事務連絡、メール本文などすべての文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書」及び、②令和4年4月1日付けで「2022年3月1日から3月31日までに富山県教育委員会管轄のすべての機関および教育長以下すべての職員が県立学校および県立学校教職員に発信、配布した通知、事務連絡、メール本文などすべての文書のうち、富山県高等学校教職員組合に提供されていないすべての文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、本件開示請求に対し、条例第11条第1項の規定により本件処分を行った。

ア 特定した公文書

実施機関は、本件開示請求に対する対象文書として、次のとおり特定した。

- ・上記1①については、2022年2月1日から2月28日までの県立学校長あて発出文書の21件の文書
- ・上記1②については、2022年3月1日から3月31日までの県立学校長あて発出文書の22件の文書

イ 開示をしない部分

実施機関は、当該文書のうち、下表右欄を条例第7条第2号及び第6号に該当するとして非開示とした。

文書名	非開示としたもの
(1) 令和4年度 教員配置票(令和4年2月4日)	①表題、②学校名、③教員配置数 以外

(2) 令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年2月4日)	①表題、②学校名、③教員配置 以外
(3) 令和4年度 教員配置票(令和4年3月17日)	①表題、②学校名、③教員配置数 以外
(4) 令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年3月18日)	①表題、②学校名、③教員配置 以外
(5) 転出	①表題、②学校名、③項目名(職名、氏名、教科、異動先、新職、現職備考、新職備考) 以外
(6) 転入	①表題、②学校名、③項目名(新職、氏名、教科、旧所属、旧職名、現職備考、新職備考) 以外
(7) 講師(臨任・非常勤)、再任用一覧(令和4年度)	①表題、②学校名、③《区分》の凡例、④《講師種別》の凡例 以外

(2) 本件審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年7月13日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。審査請求人は、令和4年7月22日付けの実施機関の依頼により令和4年8月12日に審査請求を補正し、実施機関は同日付けで補正を受け入れた。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の本件審査請求の趣旨及び理由は、審査請求書及び審査会での意見陳述等によれば、概ね次のとおりである。

1 趣旨

本件処分において、部分開示とされた次の文書の非開示部分の開示を求める。

- ・ 令和4年度 教員配置票(令和4年2月4日)
- ・ 令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年2月4日)
- ・ 令和4年度 教員配置票(令和4年3月17日)
- ・ 令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年3月18日)
- ・ 転出
- ・ 転入
- ・ 講師(臨任・非常勤)、再任用一覧(令和4年度)

2 理由

- (1) 「令和4年度 教員配置票(令和4年2月4日)」及び「令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年2月4日)」

- ・ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため非開示とするとの弁明には理由がない。

- ・ 開示による混乱が、何を指すのか不明である。配置数の各校の職種別人数部分は開示されており、非開示部分はおそらく各教科の配置数など、すでに開示されている数字の内訳表であると推測される。全体数は出せるが、その内訳は出せないという説明に合理的な理由はない。

- ・ 過年度分の開示が及ぼす混乱とは何なのか。そこまで言うとは配置の査定によほど説明のできない不合理、不透明な部分があると思われる。公文書の開示によって適切な行政が行われているか検証することを否定する姿勢は、情報公開制度の本旨を理解していないと言わざるを得ない。教員配置数は重要な教育条件であり、むしろ県民に対しきちんとした説明が求められる事項である。

(2) 「令和4年度 教員配置票(令和4年3月17日)」及び「令和4年度 特別支援学校教員配置について」

(1)と同じ。

(3) 「転出」「転入」

- ・ 条例第7条第6号の該当性への反論の趣旨は上記(1)と同じ。

- ・ 「職名、氏名、教科、異動先、新職、現職備考、新職備考」の記載から、転出者名簿及び転入者名簿であると推測される。「内示」行為は、異動人事の調整の結果を示すものであり、公文書である。それが決定された異動人事と差異がある可能性を理由に開示できないとの主張には理由がない。

- ・ 4月1日付け辞令交付前に県のホームページ、新聞報道で異動は公表されている。

- ・ 転出・転入の名簿は公務員の職務遂行の内容に該当し、開示すべき内容である。

(4) 講師（臨任・非常勤）、再任用一覧（令和4年度）

- ・ 条例第7条第6号の該当性への反論の趣旨は上記(1)と同じ。

- ・ 教育委員会の主張のとおり、講師や再任用職員の勤務・授業時間数は、実質的には各学校への予算配分の意味合いを持つ。したがって、その配置状況は重要な教育条件である。＜区分＞＜種別＞などいかなる要員配置がなされたかは、むしろ県民に対し説明が求められる事項である。

- ・ 「個人の権利権益を害するおそれがある（条例7条2号）」ため開示できないという弁明にも理由はない。正規職員同様、講師、再任用教職員の配置も重要な教育条件であり、個人情報として理由に教育条件について一切明らかにしないという姿勢は問題である。

- ・ 「講師（臨任・非常勤）、再任用一覧」に掲載される者は、すべて県職員として任用される者であり、その勤務時間数や授業時間数は当該職務遂行の内容に係る部分に当たり、開示すべき内容である。

(5) 公文書管理法及び情報公開条例の趣旨

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 4 条で「行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他事項について、文書を作成しなければならない。」としている。

「情報公開条例」の根幹に、この「公文書の管理に関する法律」の文書主義がある。したがって、いずれも作成後速やかに開示されるべき文書である。少なくとも 4 月 1 日付けの辞令後に開示できない理由はない。過去に遡って開示されると人事行政に支障を来すとの主張は、「公文書の管理に関する法律」と「情報公開条例」の趣旨を否定するものであり、極めて不適切である。

第 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び審査会での意見聴取によれば、概ね次のとおりである。

1 「令和 4 年度 教員配置票（令和 4 年 2 月 4 日）」及び「令和 4 年度 特別支援学校教員配置について（令和 4 年 2 月 4 日）」について

ア 公文書の内容について

本件文書は、各県立学校における次年度教員配置数の 2 月 4 日時点での暫定数を示し、教育委員会が各校長に配付するものである。

イ 行政運営情報（条例第 7 条第 6 号）の該当性について

当該内示時点においては配置の増減はあくまで暫定的なものであり、人事異動の決定過程における未成熟な内部情報である。人事管理を担当する校長等の一部関係者以外に知られることのない性質のものである当該情報を公にすることにより、当該実施機関が権限をもって行う教科ごとの定数配置や講師配置にかかる検討経過が明らかになり、外部からの干渉、圧力等による不要な混乱が生じ、行政内部の自由かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

過年度分も、非公開とした部分が公になることで、人事異動決定過程の未成熟な情報や検討過程が明らかになり、過去及び今後の人事異動に不要な混乱等が生じるおそれがあることは、当年度分と変わらない。

2 「令和 4 年度 教員配置票（令和 4 年 3 月 17 日）」及び「令和 4 年度 特別支援学校教員配置について（令和 4 年 3 月 18 日）」について

ア 公文書の内容について

本件文書は、令和 4 年 4 月 1 日付け教職員人事異動に係る辞令交付に先立って作成され、各校長に対し、各県立学校における次年度教員配置数を内々で示すものである。したがって、辞令交付時点で公開されることを前提に作成されるものではない。

イ 行政運営情報（条例第7条第6号）の該当性について

本件文書に基づく内示後、辞令交付がなされる前にあっては、各校長と当実施機関の間で、引き続き意見の交換が行われることになる。したがって、組み替えたり、調整したりすることがある未成熟な内部情報である。

これらの情報が公にされると、当該実施機関が権限をもって行う教職員の人事異動における検討経過が明らかになり、外部からの干渉、圧力等による不要な混乱を招く恐れがあり、校長も、自身の意見を当実施機関に伝えることが困難になることが考えられ、自由かつ率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

過年度分も、非公開とした部分が公になることで、人事異動決定過程の未成熟な情報や検討過程が明らかになり、過去及び今後の人事異動に不要な混乱等が生じるおそれがあることは、当年度分と変わらない。

3 「転入」「転出」について

ア 公文書の内容について

本件文書は、令和4年4月1付け教職員人事異動に係る辞令交付に先立って、各校の転入者と転出者を校長が各校で本人に内示を行うために作成される機密性の高い文書であり、上記第4の2の文書と合わせて各校長へ内示日直前に配付されるものである。したがって、辞令交付時点で公開されることを前提に作成されるものではない。

イ 行政運営情報（条例第7条第6号）の該当性について

本件文書に基づく内示後、本人の最終意思確認を行ったのち、実際の人事異動が決定されること、辞令交付前にあっては不測の事態による突発的な変更も想定されることから、最終調整前の流動的な内部情報である。

本件文書と実際の人事異動との差異により、内示後の個々の教員の動向、昇任・転任の取消・変更等への憶測が生じることが想定され、当該実施機関が権限をもって行う教職員の人事異動における検討過程が明らかになり、外部からの干渉、圧力等による不要な混乱を招くおそれがある。

過年度分も、非公開とした部分が公になることで、人事異動決定過程の未成熟な情報や検討過程が明らかになり、過去及び今後の人事異動に不要な混乱等が生じるおそれがあることは、当年度分と変わらない。

4 「講師（臨任・非常勤）、再任用一覧（令和4年度）」について

ア 公文書の内容について

本件文書は、各学校の事務手続を効率的に進めるため、令和4年4月1日から勤務予定の臨任講師・非常勤講師、再任用教員に関する3月30日時点の情報を、各学校に内々に示すことを目的に作成されるものである。したがって辞令交付時点で公開されることを前提に作成されるものではない。

イ 行政運営情報（条例第7条第6号）の該当性について

勤務時間数や授業時間数など、実質的には各学校への予算配分の意味合いをもつことから、その決定については、当該実施機関が権限をもって行う行政行為である。

これらの情報が公開されれば、講師や再任用教員の配置における検討過程が明らかになり、外部からの干渉、圧力等による不要な混乱を招くおそれがある。

過年度分も、非公開とした部分が公になることで、未成熟な情報や検討過程が明らかになり、過去及び今後の講師や再任用職員の配置に関し、不要な混乱等が生じるおそれがあることは、当年度分と変わらない。

ウ 個人情報の該当性（条例第7条第2号）の該当性について

本文書において、非開示としたのは個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名や職員番号、連絡先等の記載により、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある。

第5 審査会の判断の理由

1 本件処分の妥当性

本件審査請求については、非開示とした箇所の非開示理由が条例第7条第2号に定める「個人情報」及び第6号に定める「行政運営情報」に該当するかどうか争点となっているが、審査会では、審査請求人の主張及び実施機関の弁明を基に、本件審査請求の対象となっている7つの文書を内容の類似性をもとに4つに区分したうえで、その区分ごとに本件部分開示決定の条例第7条第2号及び第6号の該当性の検討に加え、その他の非開示事由の該当性についても検討を行った。

なお、条例第7条第6号の該当性を検討するに当たっては、非開示とした部分が、条例第7条第6号本文に定められている「公にすることにより、(中略)適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たるかが大きな論点となるが、「支障」の程度は名目的なものではなく実質的なものであるか否か、また、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が認められるか否かを踏まえて行った。また、開示請求における非開示情報の該当性の判断の時点は、開示決定の時であり、本件部分開示決定では令和4年4月13日及び令和4年5月12日時点である。

(1) 「令和4年度 教員配置票(令和4年2月4日)」及び「令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年2月4日)」について

「令和4年度 教員配置票(令和4年2月4日)」及び「令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年2月4日)」は、各学校とのヒアリングをもとに、各県立学校における次年度教員配置数の2月4日時点での暫定数を各校に示すものであり、本文書で示された暫定数を基に、教育委員会事務局が各校との意見交換を通じて、定数に加え学校の実情等に応じて措置する配置（以下「加配」という。）などを決定し、各校の配置数を決定していくたたき台の性格をもつ文書であることを実施機関から確認した。

このように2月に本件文書で示される教員配置数等は、各校との調整がなされていない未確定の数値であり、とりわけ、教科ごとの教員配置数等を公にすれば、各校と教育委員会事務局との配置数決定の検討過程が明らかになることで、教員や保護者などの関係者から圧力や干渉を受けるおそれがあると認められる。その結果、各校と教育委員会事務局との率直な意見交換や意思決定の中立性を損なわれるおそれがあることから、条例第7条第5号の「審議、検討等情報」に該当するものと判断する。また、率直な意見交換等が行われなくなることにより、次年度以降の人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれもあることから、条例第7条第6号にも該当するものと判断し、本件文書の開示した部分以外を非開示とした本件処分は妥当である。

(2) 「令和4年度 教員配置票(令和4年3月17日)」及び「令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年3月18日)」について

「令和4年度 教員配置票(令和4年3月17日)」及び「令和4年度 特別支援学校教員配置について(令和4年3月18日)」は、それぞれ令和4年4月1日付け教職員人事異動に係る辞令交付に先立って作成され、各校の校長に対し、次年度教員配置数を事前に示すためのものであると確認した。

実施機関によると「作成にあたっては、学校長が各教員に対し行ったヒアリング内容をふまえた学校の事情等について意見交換を行ったうえで、上記(1)で作成した教員配置票の内容に加配などを加味している」とのことであった。また、「教員の配置は予算の制約を踏まえつつ限られた教員数の中で決定しているが、本件文書に記載する数値を公にすることとなれば、個別の教科ごとの定数や各校の状況等を踏まえて加配した配置数を確認することができるようになる。教員の一つの学校における在籍期間は長くなるケースが多く、他校へ異動することに対して一部の教員は心理的に不安を感じることもあり、加配扱いとなっている教科の教員の配置や教科ごとの配置数について、教員などの関係者による教育委員会への自己に有利な状況になるよう働き掛けがなされることが想定される」とのことであった。

実施機関からの説明を踏まえると、教員数の定数や加配を含む配置数の状況が明らかになることにより、限られた教員数の中で人事異動の調整をすることが非常に困難となることは否定できないことから、実質的なおそれと認められる。このため、次年度以降の配置数の決定や人事異動に不要な混乱を生じるおそれがあることから、条例第7条第6号に該当するものと判断する。

また、審査会より実施機関に確認したところ、本件文書の配付後に、個人の事情により人事異動の内容が変更することがあり、結果として本件文書で示された数値と実際の教員配置の数値が異なることが生じることがあるとのことであった。学校全体の配置数以外に教科ごとの配置数を示すこととなれば、実際の教科ごとの教員配置の情報と照合することにより、個人の事情により人事異動の内容が変更となった者が特定されるおそれがあることから、条例第7条第2号にも該当するものと判断する。

以上のことから、本件文書の開示した部分以外を非開示とした本件処分は妥当である。

(3) 「転入」及び「転出」について

「転入」及び「転出」は、令和4年4月1日付け教職員人事異動に係る辞令交付に先立って、校長が各校で教員の異動の内示を行うために作成される文書であり、上記(2)の文書と合わせて各校長へ内示日直前に配付されるものであると確認した。

実施機関によると、本件文書に基づき、校長から他校に転出する本人に対してその旨を伝え、本人の最終意思確認を行うものであるが、その際に、本人から何らかの事情で転出できない旨の申し出があり、その事情が特に配慮すべき事項である場合には、転出先の変更や、異動を行わないといった転出先・転出内容の変更やそれに伴って転入先の転入内容の変更を行う場合があるとのことであった。

本件文書は、上記のとおり、調整中の未成熟な情報が含まれており、非開示とした部分を公開した場合、異動完了後の配置と比較することにより、配置の調整過程が明らかになるとともに、特定個人の事情を推測させることにつながり、今後の人事異動の業務に支障が生じると認められることから条例第7条第6号に該当し、本件文書の開示した部分以外を非開示とした本件処分は妥当である。

なお、審査請求人の主張する条例第7条第2号の職務遂行に該当するかについては、上記のとおり非開示とされた情報は条例第7条第6号に該当すると判断したことから、条例第7条第2号の該当性の審議は行っていない。

(4) 「講師（臨任・非常勤）、再任用一覧（令和4年度）」について

「講師（臨任・非常勤）、再任用一覧（令和4年度）」は、当該校に新たに配置される予定の再任用の教員、臨任講師、任期付職員、非常勤講師の氏名・職員番号や教科、講師種別、連絡先、兼務先の学校、給与の格付け及び新規採用の教員の氏名や住所、連絡先、教科等を各校に示すための文書であると確認した。また、新規採用の教員については、例年、県において、3月末に記者発表を行い、新聞に配置先の学校と氏名、新規採用であることが掲載されていることを確認した。

実施機関からの説明によれば、本件文書に記載する再任用の教員、臨任講師、任期付職員及び非常勤講師の配置は、4月以降に各学校で設定する授業の時間割や本人の都合により変動することがあるとのことであった。このように本件文書には、調整中の未成熟な情報が含まれており、非公開とした部分を公開した場合、配置の調整過程が明らかになるとともに、特定個人の事情を推測させることにつながることから、再任用の教員、臨任講師、任期付職員及び非常勤講師に係る情報は、条例第7条第6号に該当するものと判断し、本件処分は妥当である。

次に、新規採用の教員に係る情報であるが、このうち住所、連絡先及び教科等の情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであり、かつ、本件公文書が発出された令和4年3月30日時点では採用予定者は公務員ではないことなどから、条例第7条第2号ただし書きのアからウに掲げるものにも該当しないため、条例第7条第2号に該当するものと判断する。ただし、氏名の情報は、上記のとおり新聞等にて毎年度公にされているものであり、条例第7条第2号ただし書きのアの「慣行として公にされることが予定されている情報」に該当することから、開示すべきであると判断した。

また、本件文書の各表の項目名であるが、上記(3)の「転入」及び「転出」の開示文書において項目名は開示していること、既の開示されている部分の内容から区分や講師種別については読み取れることなど、開示したとしても今後の人事異動への支障が生じるおそれがあるとは認められないことから、開示すべきであると判断した。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

審査会の調査審議の経過の概要は、下記のとおりである。

当審査会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和5年3月27日	実施機関から諮問書を受理
令和5年6月30日 (第191回審査会)	・ 諮問事案の概要説明
令和5年8月9日 (第192回審査会)	・ 審査請求人からの意見陳述 ・ 実施機関からの意見聴取 ・ 審議
令和5年9月25日 (第193回審査会)	・ 審議
令和5年11月14日 (第194回審査会)	・ 審議 ・ 実施機関からの意見聴取
令和5年12月19日 (第195回審査会)	・ 審議
令和6年1月31日 (第196回審査会)	・ 審議
令和6年3月19日 (第197回審査会)	・ 審議及び答申

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大石 貴之	弁護士	会長職務代理
大原 弘之	弁護士	
神山 智美	富山大学経済学部教授	会 長
中村 正美	富山市社会福祉協議会専務理事	

西 田 隆 文	富山県商工会議所連合会常任理事	
---------	-----------------	--